

議案第 33 号

市川市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の
一部改正について

市川市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成 26 年 11 月 28 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の
一部を改正する条例

市川市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例（平成 18 年
条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「15 人」を「20 人以内」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

障害者介護給付費等審査会の委員の負担軽減を図り、迅速かつ円滑な障害支援区分の認定を行うため、同審査会の委員の定数を増員する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。